

第7節 案内・解説施設に関する計画

5-7-1 史跡標識・境界標

「文化財保護法」第115条第1項により、史跡標識・境界標の設置が定められている。「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づき、標識には①史跡及び名称、②文部科学省の文字に所有者または管理団体の氏名又は名称、③指定の年月日④建設年月日を表記し、羽州街道沿いの史跡外に設置する。なお、標識は石造とし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他の石材以外のものも認められている（図262～図265）。**標識の設置場所**については、十分な検討・調査を実施したうえ、設置場所となる地権者と協議のうえ決定する。

境界標については、①石造又はコンクリート造、②13cm角の四角柱で、地表からの高さは30cm以上、③境界を示す方向指示線、史跡境界の文字及び文部科学省の文字を表記する（図266）。



図 262 史跡弘前城跡標識（石造／青森県）



図 263 角館武家屋敷標識（石造／秋田県）

図 264 由利海岸波除石垣標識（金属製／秋田県）



図 265 標識設置例（木製／宮城県・秋田県）



図 266 盛岡城跡境界標（岩手県）

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 （昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）（及びで準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は（昭和二十二年法律第六十七号）の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

5-7-2 案内板・説明板・道標（誘導表示）

- ・案内板には史跡指定理由及び本質的価値を明記する。
- ・説明板で建造物や遺構等史跡の構成要素を紹介する。
- ・史跡来訪者に見学ルートを提示するため、見学動線に沿って道標（誘導表示）の設置を検討する。
- ・高欄が低い新橋・視橋、山田屋の高石垣など来訪者の安全対策が必要な場所には注意喚起を促す表示を所管課及び地域と協議する。
- ・櫓下宿には様々な事業で設置された表示物が複数あり史跡の景観を阻害していることから、混在する表示物を整理（集約化）しながらデザインの統一を図る。
- ・表示物を更新する際は既存の支柱を活用する。
- ・新設する表示物については景観との調和に配慮する。
- ・説明板の向きは、現地と対照しやすいように設置する位置との関係性に留意する。
- ・説明文には最新の調査研究成果を反映させる。
- ・学習等で史跡を訪れる児童・生徒が説明文を理解できるように難解な表現は避ける。
- ・日本語と英語を基本に必要な最小限の多言語表記を行う。
- ・デジタルコンテンツの利用を通して表示物の大型化は避ける。

【櫓下宿】



図 267 既存案内図は説明板の向きと櫓下宿の地図が合致していないため、更新の際は現地との関係性に留意する



図 268 既存の説明版（新橋右岸）



図269 既存の道標（新橋右岸）。撤去を検討



図 270 既存の宿場表示（宮川橋右岸）



図 271 既存の道標（追分石／宮川橋右岸）



■ 案内図

※地図等による説明

■ 説明版

※遺構等の解説

■ 道標

※誘導表示

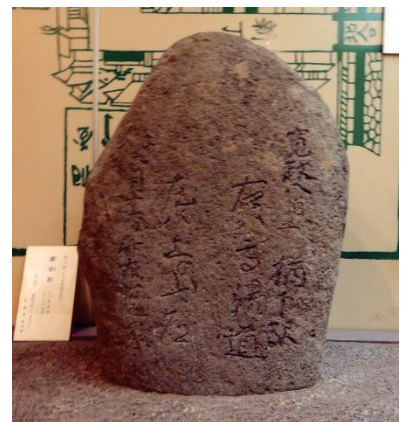
■ 「榎下宿」表示

■ 「榎下」表示



図 272 乱立により景観を阻害している表示物については地域と協議して撤去や集約を図る

図 273 上山城に展示されている道標（榎下駅追分石／寛政八年／1796）。旧上山街道分岐点にあったとされる。「右ハ高湯道 左ハ上の山道」





榎下バイパス北側案内標識



榎下バイパス東側案内標識



誘導表示



図 275 乱立により景観を阻害している表示物については地域と協議して撤去や集約を図る



誘導表示

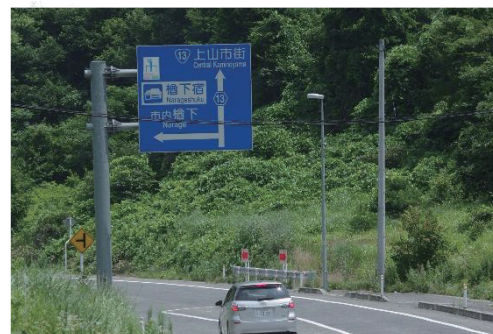


図 274 榎下バイパス沿い表示物

図 276 歴史国道の表示。本庄郷の羽州街道沿いに地区毎に設置



榎下バイパス東側標識



榎下バイパス南側標識

【金山越】



図277 既存の案内板（平成16年設置）は劣化し判読が困難なため文字面を更新。
なお、終点の説明板については令和3年度に仮設更新した。



図278 発災と復旧事業（H26～H27）を説明するラミネート表示5か所。定期的に更新



図279 史跡の景観に配慮し遺構への影響を避けるため、誘導表示は現地の木橋を利用



図280 史跡理解に誤解を招く木柱は内容修正または撤去を検討

図281 道標（追分石／金山宿）



図 282 バイパス沿いの誘導表示（赤山地内）

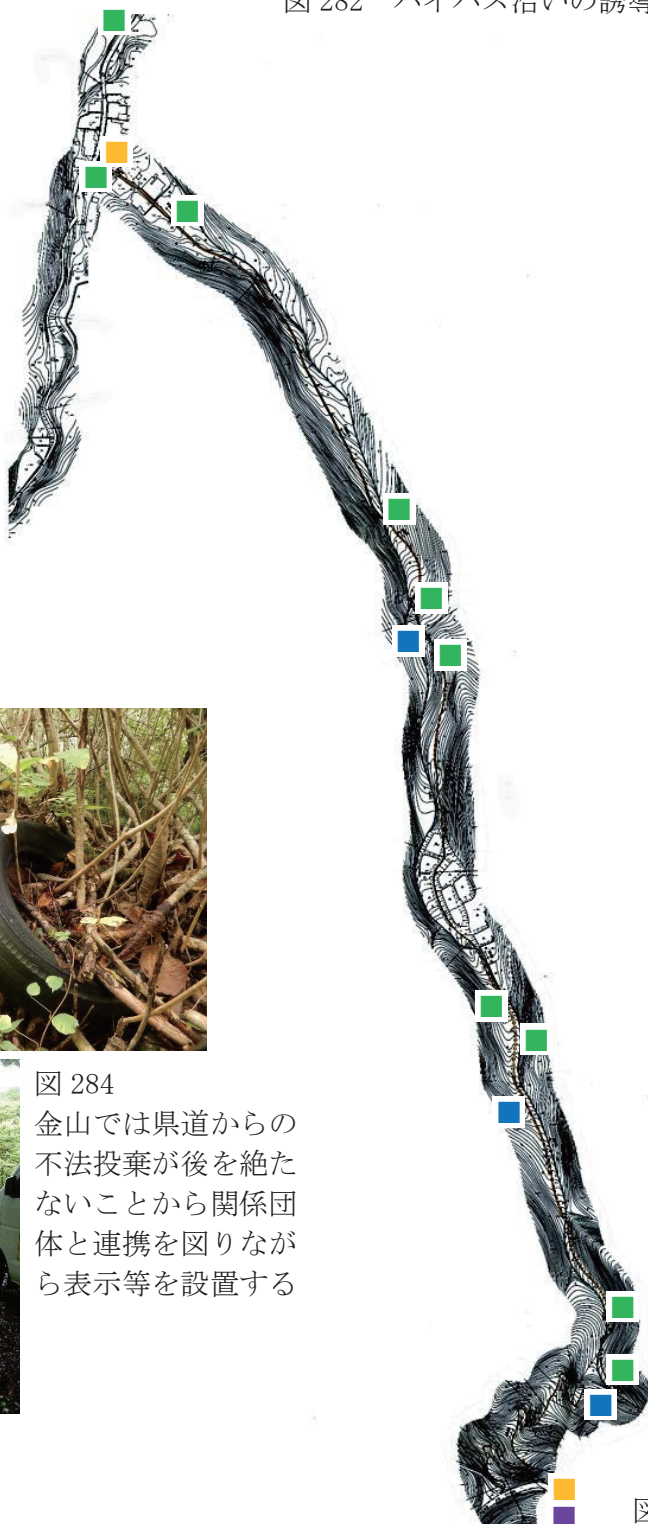


図 283 金山宿にアクセスする県道との分岐点（上写真2か所）への誘導表示設置を所管課及び関係機関と協議する。〈史跡外。史跡への誘導案内〉



図 284
金山では県道からの不法投棄が後を絶たないことから関係団体と連携を図りながら表示等を設置する

- 案内板
- ※史跡の概要を表示
- 木柱
- 道標（木橋含む）
- ※誘導表示
- 災害復旧概要表示
- 「不法投棄防止」表示

図 285 金山の既存表示物分類

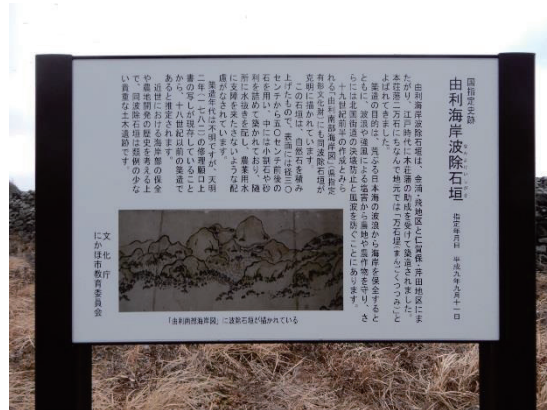


図286 史跡由利海岸波除石垣案内板（秋田県）



図287 史跡弘前城跡の案内板。印刷物保管場所が設けられ、無人でも情報発信が可能



図288 史跡弘前城跡二の丸南門説明板（5か国語表記）



図289 角館の武家屋敷説明板（秋田県）

図290 史跡弘前城跡案内図（青森県）



図291 宿場の表示（宮城県七ヶ宿町）



図292 宿場の表示（宮城県七ヶ宿町）



図293 史跡弘前城跡周辺の誘導表示（青森県）



図294 角館武家屋敷の誘導表示（秋田県）



図295 仲町伝統的建造物群保存地区（武家屋敷）の誘導表示（青森県弘前市）



※交通標識の支柱も茶系に塗装

5-7-3 表示物の更新及び情報の発信

調査や研究の成果を周知する説明文や表示物等については、可能な限り教育委員会が直営で迅速に更新を図る。

史跡に関する情報については、現地での表示物に加え、観光課や上山市観光物産協会等関係機関と連携を図りながら積極的な発信に努める（図296）。



図296 観光物産協会での情報発信

5-7-4 模型の設置

史跡の本質的価値である宿場の町割りや街道、自然地形を利用して河岸段丘に形成された宿場町を理解するうえで、史跡を鳥瞰できる模型は有効なツールである。

上山市域地形模型が上山城に常設展示（縮尺1：10,000）されており、市内全域を鳥瞰することができる。現在、史跡の来訪者にはイラストを用いて宿場の往時の町並みを解説しているが、史跡の理解をさらに深めるため、大学等との連携を模索しながら宿場の復元模型の制作若しくはこれに代わる展示方法を検討する。

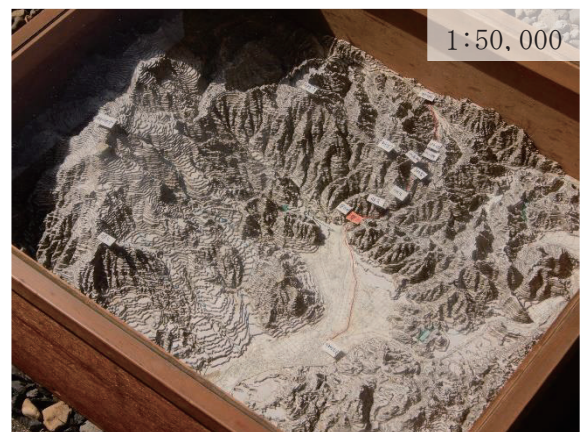
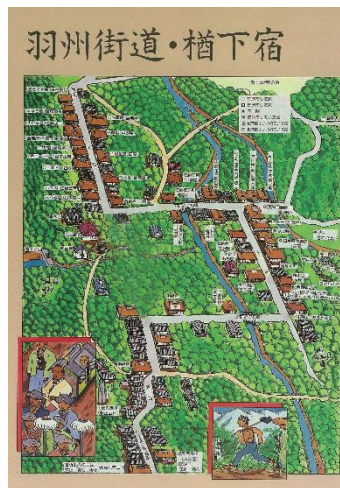


図298 金山模型（滝沢屋展示品）市民寄贈

図297 現在、来訪者には櫓下宿の当時の街並みをイラストで解説

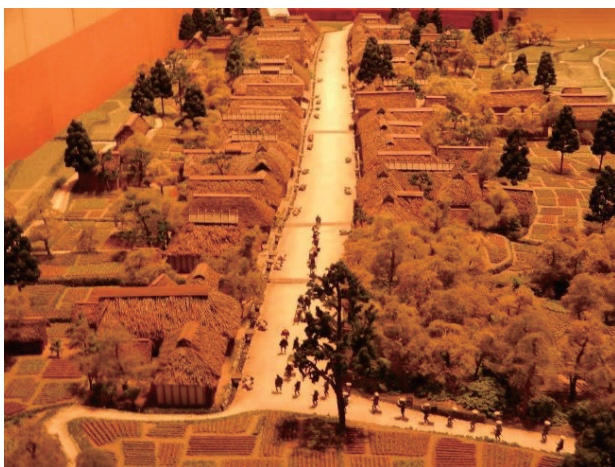


図299 角館武家屋敷模型（秋田県）



図300 模型例（七ヶ宿町水と歴史の館）



図301 七ヶ宿上戸沢模型（宮城県）